

別表第1（第5条、第10条及び第13条関係）
関係機関

機関名	所在地	連絡方法
国土交通省 四国地方整備局	高松市サンポート3番33号	マイクロ
四国地方整備局 大洲河川国道事務所	大洲市中村210	マイクロ
愛媛県南予地方局 大洲土木事務所	大洲市田口甲425の1	(0893)24-5121
大洲市役所	大洲市大洲690番地の1	(0893)24-2111
大洲市役所肱川支所	大洲市肱川町山鳥坂74番地	(0893)34-2311
大洲市役所長浜支所	大洲市長浜甲480番地の3	(0893)52-1111
大洲警察署	大洲市東大洲1686番地1	(0893)25-1111
西予警察署野村交番	西予市野村町野村12-153	(0894)72-0110
松山発電工水管理事務所	松山市畠寺町35	(089)975-7033
NHK松山放送局	松山市堀之内5番地	(089)921-1117

別表第2（第14条関係）

警報局等

	名 称	所 在 地	サイレン・スピーカ等の別
1	鹿野川ダム警報局	大洲市肱川町山鳥坂	サイレン・スピーカ
2	樋ノ口放送局	大洲市肱川町宇和川	スピーカ
3	高砂放送局	大洲市肱川町宇和川	スピーカ
4	赤岩警報局	大洲市肱川町	サイレン・スピーカ・電光表示板
5	鳥首放送局	大洲市肱川町	スピーカ
6	大川警報局	大洲市森山	サイレン・スピーカ
7	譲葉放送局	大洲市菅田町	スピーカ
8	成見警報局	大洲市菅田町	サイレン・スピーカ
9	阿部放送局	大洲市菅田町	スピーカ
10	土手外警報局	大洲市菅田町	サイレン・スピーカ
11	上本郷警報局	大洲市菅田町	サイレン・スピーカ
12	大竹警報局	大洲市菅田町	サイレン・スピーカ
13	西警報局	大洲市菅田町	サイレン・スピーカ
14	柚木放送局	大洲市大洲	スピーカ
15	ヒガシ畦警報局	大洲市中村	サイレン・スピーカ・電光表示板
16	河原放送局	大洲市中村	スピーカ
17	若宮警報局	大洲市若宮	サイレン・スピーカ
18	五郎警報局	大洲市五郎	サイレン・スピーカ
19	大谷放送局	大洲市新谷	スピーカ
20	三善警報局	大洲市春賀	サイレン・スピーカ
21	八多喜警報局	大洲市八多喜町	サイレン・スピーカ
22	米津放送局	大洲市米津	スピーカ
23	白滝警報局	大洲市柴	サイレン・スピーカ
24	大洲本町電光表示板	大洲市本町	電光表示板
25	柴警報局	大洲市柴	サイレン・スピーカ
26	柚木情報表示板	大洲市柚木	情報表示板
27	上老松警報局	大洲市長浜町上老松	サイレン・スピーカ
28	長浜警報局	大洲市長浜町長浜	サイレン・スピーカ

鹿野川ダムただし書き操作要領

令和元年6月

国土交通省 四国地方整備局
山鳥坂ダム工事事務所

(通則)

第1条 鹿野川ダムの計画を超える洪水時における鹿野川ダム操作規則（以下「規則」という。）

第17条に規定するただし書き操作（以下「ただし書き操作」という。）については、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 ただし書き操作開始水位 洪水調節容量の8.7割に相当する貯水位とし、標高87.5メートルとする。
- 二 洪水時最高水位 規則第7条に定める洪水時最高水位とし、標高89.0メートルとする。
- 三 上限水位 鹿野川ダム上限水位は、標高89.6メートルとする。

(局長の承認等)

第3条 山鳥坂ダム工事事務所長（以下「所長」という。）は、規則第17条に定める洪水調節を行っている場合において、貯水位がただし書き操作開始水位を超えること及びその後さらに洪水時最高水位を超えることが予測される場合には、ただし書き操作への移行に関して、四国地方整備局長（以下「局長」という。）の承認を受けなければならない。

2 所長は、前項の規定により局長の承認を受けた場合は、ただし書き操作への移行に関して、別表に掲げる関係機関に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を執らなければならない。

(ただし書き操作への移行)

第4条 所長は、前条の規定による局長の承認を受けた後、貯水位がただし書き操作開始水位に達し、さらに洪水時最高水位を超えることが予測される場合は、ただし書き操作に移行しなければならない。

2 所長は、前項の規定によりただし書き操作に移行した場合には、速やかに別表に掲げる関係機関にその旨通知しなければならない。

(ただし書き操作)

第5条 ただし書き操作は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 貯水位がただし書き操作開始水位を超えた時から放流量が流入量と等しくなるまでの間は、クレストゲートおよびトンネル洪水吐きゲートは、別図-1に定める貯水位に対応した放流量となるようにゲート開度を定めること。
- 二 前号に規定する時間が経過した時から流入量がただし書き操作に移行した時の放流量に等しくなるまでの間は、原則として貯水位を流入量が放流量と等しくなった時の貯水位に保つよう努めるものとする。ただし、気象、水象、その他の状況により特に必要があると認める場合には、局長の承認を受けた上で、貯水位を下げることができる。

(ただし書き操作の解除)

第6条 前条に規定する操作を行っている場合において、流入量が最大となった時を経て流入量がただし書き操作に移行した時の放流量に等しくなった場合には、ただし書き操作を解除し、規則第18条に定める洪水調節等の後における水位を低下させるための操作へ移行するものとする。

附 則

この要領は、令和元年6月6日から施行する。

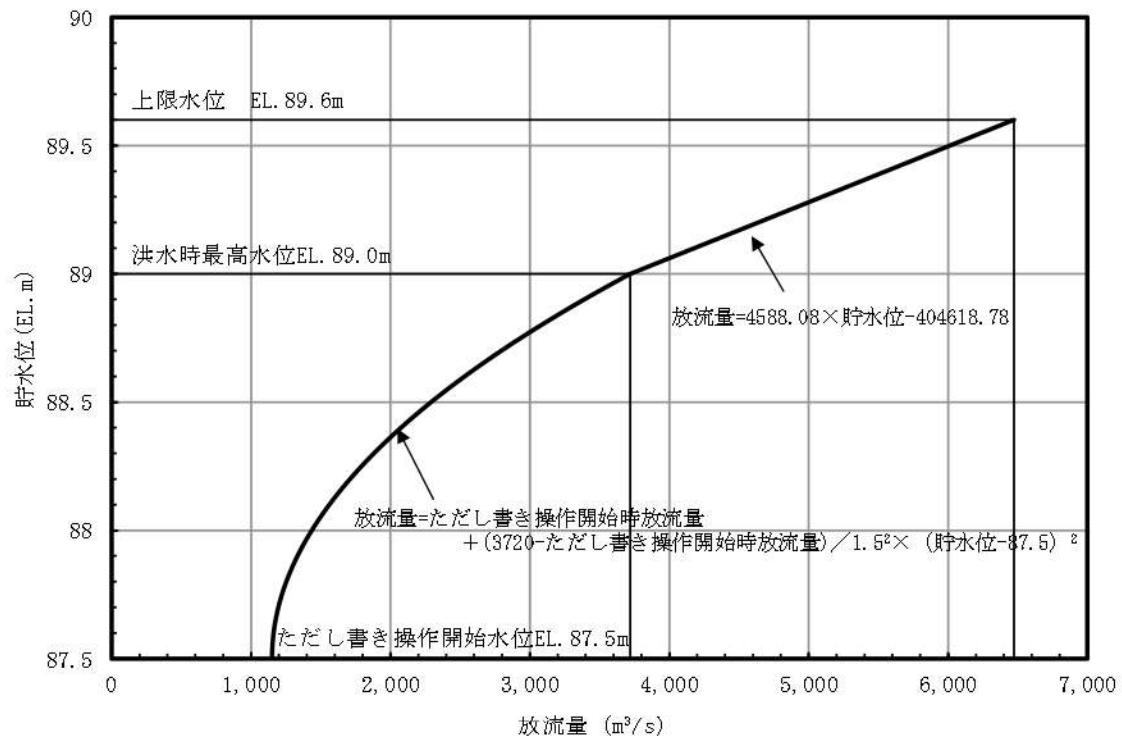
別表（第3条及び第4条関係）

関係機関

機 関 名	所 在 地	連絡方法
国土交通省 四国地方整備局	高松市サンポート3番33号	マイクロ
国土交通省 大洲河川国道事務所	大洲市中村210	マイクロ
愛媛県南予地方局 大洲土木事務所	大洲市田口甲425の1	(0893)24-5121
大洲市役所	大洲市大洲690番地の1	(0893)24-2111
大洲市役所肱川支所	大洲市肱川町山鳥坂74番地	(0893)34-2311
大洲市役所長浜支所	大洲市長浜甲480番地の3	(0893)52-1111
大洲警察署	大洲市東大洲1686番地1	(0893)25-1111
西予警察署野村交番	西予市野村町野村12番地153	(0894)72-0110
松山発電工水管理事務所	松山市畠寺町35	(089)975-7033
N H K 松山放送局	松山市堀之内5番地	(089)921-1117

別図（第5条関係）

鹿野川ダム 貯水位～放流量 対応図



鹿野川ダム予備放流実施要領

令和元年6月

国土交通省 四国地方整備局
山鳥坂ダム工事事務所

鹿野川ダム予備放流実施要領

(通 則)

第1条 鹿野川ダム操作規則第16条及び細則第6条に規定する予備放流を実施するにあたり、予備放流の開始及び方法に係わる計画立案については、この要領の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一. 洪 水: 規則第3条に規定する洪水
- 二. 予備放流水位: 規則第10条に規定する水位
- 三. 予 備 放 流: 規則第16条に規定する放流で、予備放流開始時点から洪水調節開始時点に至るまで、又は洪水に至ることがなく、貯水位回復を始めた時点までの間をいう。

(予備放流の原則)

第3条 予備放流操作は、次の各号に規定する原則に従わなければならない。

- 一. 予備放流は、毎秒600立方メートルを上限として、規則第23条、細則第9条の放流の原則に基づき実施するものとする。
- 二. 予備放流は、気象、水象、その他の状況及び過去の実績等を勘案し、放流開始時刻を的確に判断するとともに、洪水調節開始までに予備放流水位を確実に確保するものとする。
- 三. 予備放流は、気象、水象、その他の情報により、洪水発生の恐れが弱まったと認められる場合にあっては、放流速度の緩和、定量放流への移行または絞り込み操作等の放流量の調整を行うものとする。

(予備放流の準備体制)

第4条 山鳥坂ダム工事事務所長(以下「所長」という。)は、貯水位が予備放流水位を超えており、かつ次の各号の一に該当する場合は準備体制をとることができる。

- 一. 台風の中心が東経 120° ～ 140° の範囲において北緯 20° に達し、台風の来襲が予想されるとき。
 - 二. 気象、水象、その他の状況により、洪水が予想されるとき。
2. 所長は、前項の規定により準備体制をとった時は、ただちに次の各号に定める措置をとり、予備放流に備えなければならない。
- 一. 気象及び水象の情報の収集を密にすること。
 - 二. 必要な要員を確保すること。
3. 予備放流に必要な器材の点検及び通報、警報の準備にはいること。

(予備放流の実施決定基準)

第5条 予備放流の実施は、貯水位が予備放流水位を超えており、かつ次の各号の一に該当する場合に行うものとする。

- 一. 気象、水象、その他の状況により、鹿野川ダムの最大流入量が毎秒600立方メートルを超えると予想されるとき。

二. 流域内の総雨量が、100ミリメートルを超えると予想されたとき。

三. その他の状況により、予備放流の必要性が認められたとき。

(予備放流の開始基準)

第6条 予備放流の開始は、次の各号に定めるいずれかの方法により総合的に判断するものとする。

- 一. 台風情報等により、流入量が毎秒600立方メートルとなる時間を予測し、予備放流継続時間、その後の流入量に応じた放流時間を勘案し、これらの必要時間分さかのぼった時点。
- 二. 台風が四国に接近する恐れがあり、かつ台風の中心位置が東経 $127^{\circ} \sim 135^{\circ}$ および北緯 $27^{\circ} \sim 33^{\circ}$ の範囲に達したと想定された時点。
- 三. その他の状況により、予備放流の開始の必要性が認められ、所長が放流開始を指示した場合。

(予備放流の操作基準)

第7条 予備放流の標準操作は、台風等の到達時間内で平滑化した予備放流量を基本とする。

2. 予備放流の最大放流量は、毎秒600立方メートルを上限とするが、気象、水象、その他の状況により、予備放流量及び予備放流の所要時間を勘案し、随時調整を行うことができる。
3. 放流量の増加は、下流に急激な水位変動を生じないよう細則第9条を標準とするが、貯水池の状況、気象、その他の状況により必要がある場合には、段階的な放流方法で計画することができる。
4. 放流量の低減は、下流に急激な水位変動を生じないよう、流入量、予備放流量及び予備放流必要量を勘案しながら、予備放流水位の確保並びに洪水調節への速やかな移行に配慮すること。
5. 予備放流において、一旦予備放流水位まで貯水位を低下させた後、洪水調節開始までの間においては、貯水池に流入する流水を放流し、予備放流水位を維持すること。

(予備放流計画の作成)

第8条 鹿野川ダムが予備放流を実施する場合は、第3条の原則に基づき、第5条から第7条の基準を踏まえ、毎年度初めに予備放流計画を四国地方整備局長に報告するものとする。

(予備放流計画の修正)

第9条 予備放流は、前条の計画書に従い実施するものであるが、その後の気象、水象、その他の状況を総合的に判断し、随時修正しながら安全かつ確実な予備放流となるよう努めなければならない。

第10条 予備放流を実施した場合、次の各号に掲げる事項を記録しておかねばならない。

- 一. 予備放流を開始した時間、及び台風による洪水の場合はその位置等。
- 二. 予備放流操作の状況(水位、放流量、流入量)。
- 三. その他予備放流量に関する事項等。

附 則

この要領は、令和元年6月6日から施行する。

鹿野川ダム特別防災操作実施要領

令和元年 6 月

国土交通省 四国地方整備局
山鳥坂ダム工事事務所

(通 則)

第1条 鹿野川ダム操作規則(以下「規則」という)第17条に規定するただし書き操作のうち、鹿野川ダム下流河川において、洪水被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に今後のダムへの降雨等も勘案し、ダム下流河川の被害軽減等を目的として実施する操作(以下「特別防災操作」という)については、この要領に定めるところによる。

(局長の承認等)

第2条 所長は、規則第17条、第18条に規定する操作を行っている場合において、ダム下流河川で洪水被害が発生、又は発生のおそれがある場合に、ダム下流の河川管理者、又は自治体等から特別防災操作の要請を受け、特別防災操作への移行が可能な場合は、四国地方整備局長(以下「局長」という)の承認を受けるものとする。

また、特別防災操作の継続が困難となり中止する場合も局長の承認を受けるものとする。

2 所長は、前項の規定により局長の承認を受け、特別防災操作に移行する場合、又は、特別防災操作を中止する場合は、別表-1に定める関係機関に通知するものとする。

(特別防災操作への移行)

第3条 前条第1項の特別防災操作への移行が可能な場合とは、次期洪水のおそれがなく、洪水の終了が見通せ、ダムへの貯留が可能である場合等とする。

(特別防災操作)

第4条 所長は、降雨状況、ダム下流の河川水位、ダムへの貯留が可能な容量等の把握及びダムからの放流量の設定等を実施し、特別防災操作を行うものとする。

(特別防災操作の終了)

第5条 所長は、前条に規定する操作を行っている場合において、下流河川、その他の状況から特別防災操作を継続する必要が無いと判断される場合は、特別防災操作を終了し、規則第17条または、第18条に規定する操作に移行するものとする。

(特別防災操作の中止)

第6条 第4条に規定する操作を行っている場合において、気象、水象、その他の状況により特別防災操作の継続が困難となり、放流量を増加させる必要が生じた場合は、特別防災操作を中止し、規則第17条または、第18条の操作に移行するものとする。

附則 この要領は、令和元年6月6日から適用する。

別表－1（第2条関係）

通知を行うべき関係機関

通知の相手方の名称	所在地	通知方法
国土交通省 四国地方整備局	高松市サンポート3番33号	マイクロ
国土交通省 大洲河川国道事務所	大洲市中村210	マイクロ
国土交通省 野村ダム管理所	西予市野村町野村8-153-1	マイクロ
愛媛県南予地方局 大洲土木事務所	大洲市田口甲425の1	(0893)24-5121
大洲市役所	大洲市大洲690番地の1	(0893)24-2111
大洲市役所肱川支所	大洲市肱川町山鳥坂74番地	(0893)34-2311
大洲市役所長浜支所	大洲市長浜甲480番地の3	(0893)52-1111
大洲警察署	大洲市東大洲1686番地1	(0893)25-1111
西予警察署野村交番	西予市野村町野村12号153	(0894)72-0110
松山発電工水管理事務所	松山市畠寺町35	(089)975-7033
NHK松山放送局	松山市堀之内5番地	(089)921-1117